

新座市建設工事総合評価競争入札試行要領

(平成20年9月1日市長決裁)

(趣旨)

第1条 この要領は、市が発注する建設工事について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2に規定する総合評価一般競争入札を試行することに関し、法令及び新座市契約規則（昭和50年新座市規則第15号。以下「契約規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(入札の実施)

第2条 総合評価一般競争入札の実施は、この要領に定めるもののほか、新座市ダイレクト型制限付き一般競争入札実施要領（平成19年3月30日市長決裁。以下「一般競争入札要領」という。）に定めるところによる。

(対象工事)

第3条 総合評価一般競争入札の対象とする建設工事（以下「対象工事」という。）は、一般競争入札要領を適用して競争入札を行う建設工事のうちから発注機関の長が選定するものとする。

(落札者決定基準)

第4条 発注機関の長は、対象工事に係る入札の執行に当たっては、あらかじめ、落札者決定基準を定めなければならない。

2 落札者決定基準は、対象工事の目的に応じ、入札価格以外の落札者の決定条件とする項目（以下「評価項目」という。）、当該評価項目に係る評価基準及び配点並びに評価の方法について定めるものとする。

(学識経験者の意見の聴取)

第5条 発注機関の長は、落札者決定基準を定めようとするときは、あらかじめ、2人以上の学識経験者の意見を聴かななければならない。

2 発注機関の長は、前項の規定による意見の聴取において、併せて、当該落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるかどうかについて意見を聴くものとする。

(入札公告等)

第6条 発注機関の長は、総合評価一般競争入札を実施するに当たっては、入札公告及び入札説明書により、契約規則第15条及び新座市低入札価格調査制度試行要領（平成28年7月28日市長決裁）第5条に掲げるもののほか、次に掲げる事項を明らかにしなければならない。

(1) 総合評価一般競争入札によること。

- (2) 当該入札に係る評価項目、評価基準及び配点並びに評価の方法
- (3) 提出を求める技術資料の内容
- (4) 入札結果の公表に関すること。
- (5) 提出された技術資料の取扱い
- (6) 技術資料の内容が満たされなかった場合の対応
- (7) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項
(技術資料の提出)

第7条 入札書において提出を求めた技術資料は、入札書等（入札書、市の指定する工事費等内訳書その他入札公告において指定した書類をいう。）とは別に、入札説明書に定める方法により提出しなければならない。

- 2 提出先は、契約事務担当課とする。
- 3 郵送の場合における技術資料の提出は、書留、簡易書留、特定記録郵便又はレターパックのいずれかによるものとし、入札説明書に示す提出期間内に到達しなければならない。
- 4 次の各号のいずれかに該当する技術資料は、受理しないものとし、当該技術資料で契約事務担当課に到達したものは、原則として普通郵便で返送するものとする。
 - (1) ファクシミリその他の入札説明書で定めていない方法により提出された技術資料
 - (2) 入札説明書に示す提出期間内に到達しなかった技術資料
 - (3) 一般競争入札要領第5条及び第6条に規定する入札参加資格がないことが明らかかな者が提出した技術資料
- 5 前項の規定により技術資料を受理しなかった場合においては、当該技術資料の提出がなかったものとみなす。
(技術資料の審査)

第8条 発注機関の長は、技術資料を審査し、落札者決定基準に基づき、技術評価点を算出する。

- 2 発注機関の長は、技術資料の審査に当たっては、別に定める新座市総合評価競争入札技術審査会（以下「技術審査会」という。）に諮るものとする。ただし、対象工事が新座市総合評価方式活用ガイドラインに規定する簡易型に該当する場合は、技術審査会の審査を省略することができる。
- 3 次の各号のいずれかに該当する技術資料は、無効とする。
 - (1) 入札説明書において指定した箇所に工事の件名、施行場所名、入札参加者の商号若しくは名称又は押印のいずれかがない技術資料

- (2) 白紙による提出その他不誠実な提出と認められる技術資料
- (3) 技術資料の審査において技術資料に虚偽の記載が判明した場合における当該技術資料

4 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 前項の規定により無効となった技術資料を提出した者がした入札
- (2) 技術資料を提出した者が技術評価点の失格基準（対象工事の種類、規模等に応じて定めた一定の要件に満たない場合に契約の内容に適合した履行が確保できないものとして失格とする基準をいう。以下同じ。）に該当した場合において、当該技術資料を提出した者がした入札
- (3) 技術資料の提出のなかった者がした入札
- (4) 技術資料の審査後、技術資料に虚偽の記載が判明した場合において、当該技術資料を提出した者がした入札

（落札候補者の決定方法等）

第9条 入札執行者は、前条の規定により算出した技術評価点及び入札価格により、落札者決定基準に基づいて評価値を算出し、予定価格の制限の範囲内（入札価格の失格基準を設けた場合は、予定価格と失格基準とする価格の範囲内）にある入札参加者のうち当該評価値の最も高かった者を落札候補者とする。

2 前項の場合において、評価値が最も高かった者が2人以上あるときは、一般競争入札要領第24条又は第35条の規定を準用する。

3 第5条第2項において、改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合には、落札者を決定しようとするときに、あらかじめ、2人以上の学識経験者の意見を聴取しなければならない。

（入札結果の公表）

第10条 総合評価一般競争入札における建設工事等に係る入札及び契約の情報に関する公表要領（平成13年3月30日市長決裁）第5条第1項第11号ウ及び同号エに定める落札者の決定の理由の公表は、入札参加者の技術評価点及び評価値の公表により行うものとする。

（技術提案の保護）

第11条 入札参加者の提出した技術提案については、その内容が一般に使用されている状態となった場合は、無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、この限りでない。

（虚偽記載等への対応）

第12条 入札参加者の提出した技術資料に、虚偽の記載その他の明らかに悪質な行為があった場合には、新座市の契約に係る入札参加停止等の措置要領（平

成21年4月9日市長決裁)別表第1第1号の措置要件に該当するものとして、入札参加停止措置を行うことができる。

- 2 契約締結後、落札者の提出した技術資料に虚偽の記載が判明した場合には、契約金額の100分の5に相当する額を徴収するとともに、工事成績評定点を減ずる措置を講じるものとする。

(評価内容の担保)

第13条 落札者は、当該落札に係る建設工事の施工において、提出された技術資料の内容を満たすことができなかつた場合においては、補修又は再度施工をしなければならない。ただし、補修又は再度施工をすることが困難である場合又は合理的でない場合は、違約金として契約金額の100分の5以下で契約書に定める額を徴収するとともに、工事成績評定点を減ずる措置を講じるものとする。

- 2 前項本文の規定により補修又は再度施工をしても、提出された技術資料の内容を満たすことができない場合は、前項ただし書の規定によるものとする。

(配置技術者)

第14条 落札者は、技術資料に記載した配置予定技術者を当該落札に係る建設工事の主任技術者若しくは監理技術者又は現場代理人(以下「配置技術者」という。)として配置しなければならない。

- 2 配置技術者の変更は、原則として認めない。ただし、病気、けが、退職、死亡その他やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

(その他)

第15条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成20年9月1日から実施する。

附 則(平成21年9月28日市長決裁)

この要領は、平成21年10月1日から実施する。

附 則(平成22年9月3日市長決裁)

この要領は、決裁のあった日から実施する。

附 則(平成25年8月19日市長決裁)

この要領は、決裁のあった日から実施する。

附 則(平成28年8月9日市長決裁)

この要領は、決裁のあった日から実施する。

附 則(令和元年9月26日市長決裁)

この要領は、決裁のあった日から実施する。

附 則（令和2年8月28日市長決裁）

この要領は、令和2年9月1日から実施する。

附 則（令和4年9月28日市長決裁）

この要領は、令和4年10月1日から実施する。